

火の使用制限想定区域

火の使用を制限する想定区域

森林法第5条の規定により兵庫県知事が作成する地域森林計画及び同法第7条の2に規定により森林管理局長作成する国有林の地域別森林計画の対象となっている森林を基に消防長が火災予防上必要と認める範囲（以下「森林等」とする。）とする。

①森林等の面積が100ha以上のもの、ただし、それぞれの森林等の距離が200m以下の場合には、一つの森林等とする。

②森林等が他市と連続して存在する場合で、その面積が100ha以上となるもの。

